

ひとり親家庭の皆さんへ ひとり親家庭等医療費助成制度

☎ こども支援課 ☎ 243

町では、母子・父子家庭等のひとり親家庭等の皆さんの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成しています。

▶ **対象者**…母子・父子家庭、親のいない子を育てている養育者家庭、父または母に一定の障がいがある家庭で、18歳到達後の最初の3月31日（障がい20歳未満）までの児童を養育している家庭（所得制限有：児童扶養手当の限度額と同じ）。※生活保護受給者、重度心身障害者医療対象者は除く

▶ **助成内容**…保険診療にかかる一部負担金（2割、3割）※高額療養費、附加給付金を除く

▶ 自己負担金

通院：医療機関ごと1か月1,000円まで
入院：1日1,200円

※市町村民税非課税者は免除となります。

※学校等におけるケガや疾病および第三者行為による受診分は、支給対象外のため**受給資格証の利用はできません**。（日本スポーツ振興センター災害共済等支給対象外となったときは、領収証を添えて償還払いの手続きをしてください）

更新にかかる現況届の提出について
受給者証の有効期間が1月～12月のため、毎年11月に更新手続きに必要な受給資格の確認を行っています。
★該当する人には提出書類等の通知を送付しますので、忘れずに**11月30日(金)までに**手続きをしてください。
※8月の児童扶養手当現況届が済んでいる人は手続不要です。

医療費受給者の皆さんへ 適正受診にご協力ください

☎ こども支援課 ☎ 243

福祉医療制度（こども・ひとり親・重度医療費）は町の皆さんの貴重な税金で実施しています。適正受診にご協力ください。

- ① かかりつけの医師を持ち、気になることがあれば相談するようにする。
- ② 診察時間内に受診することを心がける。
- ③ 医療費負担軽減のため、ジェネリック医薬品を利用する。
- ④ 急な病気で心配になったら、下記の救急電話にかける。

▶ 電話番号：# 7719

ダイヤル回線、IP電話からは☎ 048-824-4199

▶ 相談時間：24時間365日

※# 7000（大人の相談・医療機関案内）# 8000（子どもの相談）もこれまで通りつながります。



ぎゅっ

同じ事業でも、関わる人の笑顔や優しさ、思いやりがあるだけで、参加者の印象は変わってきます。そこを大切にすることが、「小さなまち」の子育て支援。

親だけががんばる子育てではなく、町全体で子育てを応援する。そんな素敵なまちづくりに必要なのは、子どもを「ぎゅっ」とする気持ち。

子どもは、まちが育てるみんなの宝物です。

知っていますか？ 「子どもの権利条約」

子どもの権利条約とは、世界中の子どもたちが幸せな生活を送るために、人間として当然に持っている権利をみんなで大切にしようとした約束です。この条約は、大きく分けて4つの権利を守るように定められました。

「子どもにとって一番大切な4つの権利」

- ① 生きる権利
- ② 育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利

「子どもの権利のことで困ったら・・・」

子どもの権利 110番 ☎ 0120-007-110
人権擁護相談員がお話を聞いて、一緒に考えます。

「さしのべて あなたのその手 いちはやく」 11月は児童虐待防止推進月間

☎ こども支援課 ☎ 242～244

児童虐待防止法が制定された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、国や自治体、関係団体などが啓発のため、様々な取り組みを集中して実施しています。

▼ 児童虐待とは…

社会全体で解決すべき問題です。児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えると同時に、次世代に引き継がれる恐れもあります。子どもを虐待から守るには、親の立場よりも子どもの立場が最優先されなければなりません。町では、子どもたちの人権を守り、健全な発達を支援するために、関係機関との連携を図り、児童虐待防止のための体制を強化しています。

■ **身体的虐待**：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなど。

■ **性的虐待**：子への性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

■ **ネグレクト**：家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど。

■ **心理的虐待**：言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子の前で家族に暴力を振るうなど。

▼ 相談窓口のご案内

町では、地域で子どもへの虐待をなくしていくため、子どもや親に接することが多い関係機関で構成する「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」を設置し、虐待防止への取り組みを行っています。

子育てや虐待に関する悩みや相談に応じています。ひとりで悩まずに、いつでも気軽にご相談ください。

虐待かもと思ったら

児童相談所全国共通ダイヤル

189
※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。

近くの児童相談所につながります。

オレンジリボン運動

児童虐待防止の象徴として、オレンジリボンを広げる運動です。オレンジリボンには、児童虐待の現状を知らせ、防止し、虐待を受けた児童が幸福になれるようにという気持ちが込められています。オレンジリボンを見かけたら、子どもへの虐待防止のことを考えてみてください。